

議第162号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「都市公園法」の右に「(以下「法」という。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(公園施設の設置基準)

第1条の2 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の7とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、都市公園法施行令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市梅小路公園について、都市公園法に基づき公園施設の設置基準を定める必要があるので提案する。